

高知大学中国医学研修生受入規則

平成16年4月1日
規則第219号

最終改正 令和3年9月21日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学（以下「本学」という。）に中国医学研修生（以下「研修生」という。）を受け入れる場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 研修生として受け入れることができる者は、財団法人日中医学協会（以下「協会」という。）が、中国から招致する研修生であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項で定める大学を卒業した者又は本学がこれに準ずる学力があると認められた者とする。

(受入許可)

第3条 研修生の受入れは、協会理事長からの申請に基づき、受入部局の学部教授会の議を経て、学長が許可する。

2 研修生の受入れの許可は、当該会計年度内とする。

(受入報告及び受入変更報告)

第4条 受入部局の長は、研修生のその許可事項の内容に変更を生じた場合は、別記様式により、速やかに学長に報告するものとする。

(受入時期)

第5条 研修生の受入時期は、4月及び10月とする。

(研修期間)

第6条 研修生の研修期間は、1年とする。

(研修方法)

第7条 受入部局の長は、研修生の研修目的及び研修内容を考慮して、その指導教員を定め、指導を行わせるものとする。

(研修料及び徴収方法)

第8条 研修生に係る研修料は、協会が負担するものとし、当該研修料の額及び徴収方法は、学長が別に定めるところによる。

2 既納の研修料は、返還しないものとする。

(研修生の責務)

第9条 研修生は、本学の諸規則を遵守し、学部長の指示に従わなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、研修生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日規則第50号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月21日規則第23号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式1（第4条関係）

年 月 日

高知大学長 殿

医学部長

中国医学研修生の受入許可事項の変更について（報告）

標記の件について、下記のとおり変更を生じたので、高知大学中国医学研修生受入規則第4条に基づき報告します。

記

変更事項	変更内容	
	変更前	変更後